

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、同法に規定する用途地域に田園住居地域が新設されたことから、風俗営業所の設置制限地域等に田園住居地域を加えるため、滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年滋賀県条例第 52 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 風俗営業所の設置制限地域等となる第 1 種地域に、田園住居地域を加えることとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。